

## 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター 建設整備計画について

### 1 これまでの経緯

昭和 57 年の長沢公民館の焼失、団地開発による人口急増等に対応するため、平成 3 年 9 月以降、長沢公民館の建設について合計 4 回の地元要望等をいただいていたが、市としては、公設公民館の建設計画は無いため、地元が自治公民館を整備する場合の支援方法を検討するという方針を示していた。

そうした中で、平成 25 年度の社会教育委員の会の提言「浜田市の公民館のあり方、めざす姿について」において、石見公民館管轄区域に、公民館本館の設置が 2 館程度は必要と示され、その提言に基づき、石見地区の人口規模や面積等を総合的に考慮し、「長沢地域において公民館は必要な施設である」、「全体の公民館配置やコミュニティーセンター化も含めた方向性を検討していく」といった内容に市の方針を修正した。

こうした変遷を経て、平成 29 年度には中期財政計画上に長沢公民館整備事業を新規で計上するとともに、施設概要、整備手法等といった施設整備に係る詳細についても調査検討を重ねる中で、令和 4 年度から当該整備事業の本格実施に至っている。

※「浜田市協働のまちづくり推進条例」に基づき、社会教育や生涯学習の拠点である「公民館」に、協働のまちづくりの拠点としての役割を加え、「まちづくりセンター」に名称を変更。

### 2 施設整備の位置付け

浜田地域において人口や世帯数が多く、かつ面積も広い石見地区の協働のまちづくり（地区まちづくり推進委員会などによる地域課題の解決に向けた取組や地域の特色を活かしたまちづくり）の推進においては、拠点機能の拡充が必要であるため、既存の石見まちづくりセンターのサブセンターとして新規整備を行う。

#### 【まちづくりセンター、サブセンター、分館の分類について】

##### ①まちづくりセンター（複数名の職員が常駐）

各地区に 1 センター配置し、社会教育や生涯学習に加えて、協働のまちづくりを推進する上での拠点となるもの。

##### ②サブセンター（1 名程度の職員が常駐）

既存のまちづくりセンターの役割を補完する施設。まちづくりセンターと同様に職員が常駐するもの。

##### ③分館（職員不在・管理は地元へ委託）※地域行政窓口の有福分館を除く

浜田地域内にのみ 9 館あり、実情では学校統合に係る協議により、統合条件として学校跡地に設置されているもの。

### 3 施設整備の概要

浜田教育センター敷地（長沢町 1550 番地 1 外）に次のとおり整備する。

- (1) 建 物 軽量鉄骨造平屋建（太陽光発電設備有）  
床面積 400 m<sup>2</sup>程度（集会室、会議室、和室、事務室、トイレ等）
- (2) 土 地 敷地面積 2,000 m<sup>2</sup>程度を島根県から取得
- (3) 運用開始 令和 6 年 4 月 1 日
- (4) 事業費（概算） 394,000 千円（土地取得、設計、建設工事関係）



### 4 運営手法等

公設公営のまちづくりセンターとして、市直営での運営とする。ただし、石見まちづくりセンターのサブセンターのため、職員については石見まちづくりセンター職員が兼務で対応する。それに伴い、石見まちづくりセンター職員を増員（主事 1 名、パート事務員 1 名）する。

※運営費（概算） 6,000 千円／年（人件費、光熱水費、使用料等）

### 5 今後のスケジュール（予定）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 令和 4 年 1 月 | 議会説明      |
| 令和 4 年 3 月 | 施設概要調整    |
| 令和 4 年度中   | 用地取得、実施設計 |
| 令和 5 年度中   | 本体、外構等工事  |
| 令和 6 年 4 月 | 運用開始      |

※必要に応じて地元への説明等も適宜行う

## 新型コロナウイルス感染症関連の状況について

### 1 新型コロナウイルス感染症患者の状況

浜田市では昨年の11月から感染者0の状況が続いておりましたが、1月5日以降連日感染者が確認されています。

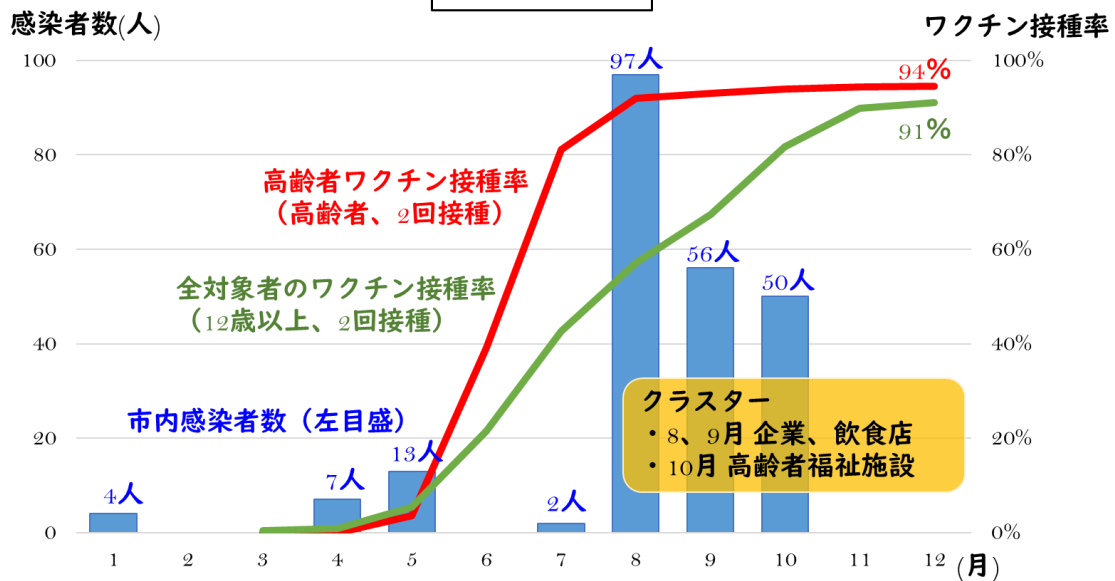
◇患者件数（月）・（人）

※令和4年2月2日公表分まで

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度						2			4	4			10
令和3年度	7	13		2	97	56	50			500	14*		739

## 浜田市内の感染状況

昨年1年間



※1月中旬からの感染者数の急激な増加に伴い、浜田保健所管内ではクラスターの発生等も相次いで発生しており、現在、浜田保健所では疫学調査、PCR検査等が滞っております。その結果、1月14日より、市別の発表は無くなり、浜田保健所管内（浜田市・江津市）での数値の発表となっておりますが、2月2日に県より下記のとおり発表がありました。

◇1月14日以降 浜田保健所管内調査中の内訳（人）

確認日	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	合計
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
調査中	12	16	61	28	63	53	50	32	25	27	367
浜田市確定数	5	15	22	26	46	49	32	28	23	25	271
江津市確定数	7	1	39	2	17	4	18	4	2	2	96

## 2 新型コロナウイルス感染症電話相談の状況

令和2年4月に島根県内に患者が確認されたことから、県の要請により健康医療対策課・支所市民福祉課において電話相談を実施しています。また、令和3年3月からは、ワクチンに関する相談も県報告に計上することになりましたので、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの相談も計上しています。

◇相談者数及び相談件数（年度）（件）

※令和4年2月1日現在

	相談者数 (人)	症状等の 健康相談	医療体制	予防・治療	ワクチン 副反応	ワクチン 一般	その他
令和2年度	273	49	21	10	0	19	178
令和3年度*	5,332	58	10	13	13	4,678	571
4月～11月まで	4,685	34	9	11	13	4,155	472
12月	71	1	0	0	0	68	2
1～2月*	576	23	1	2	0	455	97

（注）相談者の複数相談もあり、相談者数と相談内容の合計は一致しません。

## 3 浜田市外来検査センターの状況

島根県の委託を受けて、浜田市内の医療機関から紹介を受けた患者を対象に新型コロナウイルス感染症の検体検査を行っています。1月には、検体採取の内5件の陽性判定がありました。

◇検査件数（月）・（件）

※令和4年2月2日現在（ ）は陽性件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度									1	14	4	1	20
令和3年度	9	4	6	5	13	17(2)	4	11	5	43(5)	2		119(7)

## 4 市庁舎の閉鎖の状況

- (1) 1/20（木）に東分庁舎1階職員の陽性を確認。同日午後より東分庁舎1階を部分閉鎖し、窓口業務等については、同フロアの別窓口で対応。
- (2) 1/23（日）に本庁1階職員2名の陽性を確認。1/24（月）開庁時より本庁舎1階を閉鎖し、窓口業務等については、東分庁舎等で対応。
- (3) 1/27（木）に本庁舎本庁2階職員1名の陽性を確認。1/28（金）開庁時より本庁舎2階を閉鎖し、窓口業務等については、第2東分庁舎等で対応。

## 5 市民への感染防止への呼び掛け状況

- (1) 市長からの緊急メッセージ動画（1/12、14、20収録）
  - ・石見ケーブルテレビで放映（1/12、13、14、15、20、21、22リピート放送含む）
  - ・市ホームページ掲載
  - ・報道投げ込み（1/14、1/20）
- (2) 市長メッセージ配信（防災メール、ホームページ）
  - ・1/6、8、13、14、20、27、31
- (3) 防災無線による市長からのメッセージ
  - ・1/15、20

※島根県より陽性者の報告があった日は、逐次、感染者数や注意事項等を市HP、防災メールにて、発信しております

# 新型コロナウイルス感染症の影響で 生活資金にお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の拡大で収入が減り、家計が苦しいとお悩みの方へ



## 貸付制度

	制度内容	金額	対象	貸付時期	申請窓口	備考
緊急小口資金	一時的な生活費を貸付	上限 20 万円	コロナ起因の 収入減少者	概ね 4 日以内	社会福祉協議会 ※申請期限令和 4. 3. 31	非課税世帯は償還免除有
総合支援資金	生活再建の費用を貸付	上限 60 万円	コロナ起因の 収入減少者	概ね 4 日以内	社会福祉協議会 ※申請期限令和 4. 3. 31	非課税世帯は償還免除有

## 給付制度

	制度内容	金額	対象	支給時期	申請窓口	備考
住居確保給付金	家賃を家主に直接給付	家賃相当額 (原則 3 ヶ月)	①離職者・廃業者 ②コロナ起因の 収入激減者	家主と協議	社会福祉協議会	●月収・預貯金等の要件有り ●家賃相当額は上限有り
住民税非課税 世帯等に対する 臨時特別給付金	非課税世帯はプッシュ式、 家計急変世帯は申請によ り給付金を支給	10 万円	①非課税世帯 ②コロナ起因の 家計急変世帯	概ね 2 週間以内	地域福祉課 ※申請期限令和 4. 9. 30	①令和 3 年度非課税世帯 ②①と同程度に収入が減少 した世帯

### お問い合わせ

#### 《浜田市地域福祉課》

浜田市殿町 1 番地 浜田市役所東分庁舎 1 階

電話：(0855) 25-9301

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15(土・日・祝を除く)

Mail：fukushi@city.hamada.lg.jp

#### 《浜田市社会福祉協議会》

浜田市野原町 859 番地 1 浜田市総合福祉センター内

電話：(0855) 25-1755

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝を除く)

Mail：hamada-shakyo1@hamada-shakyo.com

# 制度ご利用の目安チャート

スタート

収入が減収し、生活にお困りですか？

いいえ

この制度の対象外です

はい

収入減少の原因はコロナですか？

いいえ

この制度の対象外です

はい

5日以内に資金が必要ですか？

はい

・ 緊急小口資金貸付又は総合支援資金貸付についてご相談ください

いいえ

お住まいは賃貸(住宅・アパート)ですか？

はい

・ 緊急小口資金貸付又は総合支援資金貸付についてご相談ください

・ 住宅確保給付金についてご相談ください

いいえ

世帯の全員が住民税非課税又は非課税  
並みに収入が減少していますか？

はい

・ 緊急小口資金貸付又は総合支援資金貸付についてご相談ください

・ 住民税非課税世帯等に対する臨時給付金についてご相談ください

いいえ

・ 緊急小口資金貸付又は総合支援資金貸付についてご相談ください

※ご紹介している制度以外にも  
生活困窮の支援制度がございます。  
お気軽にお問い合わせください。

3月から接種対象者を2回目接種から6か月経過者に  
 拡大することについて

浜田市における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の予防接種実施要領等に基づき、現在（2月）、一般高齢者（2回目接種から7か月経過する65歳以上の方）向けに接種を行っています。

市民の皆様にも一日でも早く接種してもらうために、3月からは65歳以上に加え、64歳以下の方につきましても、2回目接種から6か月を経過した方への接種を開始します。

1 変更内容

	(現 在)			(変更後)	
	2月まで	3月以降		2月まで	3月以降
65歳以上の方	2回目接種から7か月後	2回目接種から6か月後	➔	2回目接種から7か月後	2回目接種から6か月後
64歳以下の方	2回目接種から8か月後	2回目接種から7か月後		2回目接種から8か月後	<b>2回目接種から6か月後</b>

※ 3月以降、すべての方について2回目接種から6か月経過後に接種可能とする。

(参考) 時期ごとの接種可能対象者見込み数

年月	対象者数	対象者数	
			うち65歳以上
3年12月	4,000人	4,000人	1,700人
4年1月			
4年2月	14,500人	14,500人	14,500人
4年3月	9,000人	14,000人	2,700人
4年4月	5,000人	6,000人	
4年5月	6,000人	1,800人	
4年6月	1,800人	400人	
4年7月	400人		

新型コロナウイルスワクチンの接種対応について

I 追加接種（3回目）について

1 実施期間

令和3年12月1日～令和4年9月30日

2 接種対象者

2回目の接種が完了した18歳以上の浜田市民の方

- ・医療従事者、高齢者施設等の入所者及び従事者  
2回目接種から6か月以上経過
- ・その他の方

対象者	2月まで		3月から
65歳以上の方	2回目接種から 7か月以上経過	➡	2回目接種から 6か月以上経過
64歳以下の方	2回目接種から 8か月以上経過	➡	2回目接種から 6か月以上経過

3 高齢者・一般への接種

(1) 接種券の送付

初回：令和4年1月24日（月）

（対象者：2回目接種日が令和3年7月6日までの方）

以降、接種可能日の概ね1～2週間前に届くように随時送付

(2) 予約開始時期

令和4年1月24日（月）以降（接種券が届き次第）

(3) 接種開始時期

令和4年2月1日（火）

(4) 接種体制

① 個別接種 市内36医療機関で実施

② 集団接種 会場：港町 原井小学校体育館

接種日	時間		見込 人数	予約受付期間
	午前	午後		
2月19日（土）	-	14:00-19:00	300人	2月7日（月）～ 2月15日（火）
2月20日（日）	9:00-12:00	13:00-16:00	450人	
3月5日（土）	-	14:00-19:00	300人	2月21日（月）～ 3月1日（火）
3月6日（日）	9:00-12:00	13:00-16:00	450人	
3月19日（土）	-	14:00-19:00	300人	3月7日（月）～ 3月15日（火）
3月20日（日）	9:00-12:00	13:00-16:00	450人	
計			2,250人	

※ 4月以降、別会場にて実施予定



(5) 使用するワクチン

- ・個別接種 ファイザー社製 又は 武田/モデルナ社製
- ・集団接種 武田/モデルナ社製

※ 国から配分される状況により、市が医療機関へ配分するワクチンを指定するので、接種者の希望による接種とはならない。

4 接種状況

ア 医療従事者への接種

接種実施医療機関において、自院及び近隣医療機関等の対象者の接種を12月から順次実施。

イ 高齢者施設入所者への接種

各施設において、1月から順次実施。

ウ 接種数

4,626件（令和4年2月4日時点のVRSでの状況）

5 実施スケジュール（見込み）

3回目接種可能時期 及び対象者見込数	主な対象者		
	うち高齢者		
3年12月	4,000人	1,700人	①
4年1月			
4年2月	14,500人	14,500人	②
4年3月	14,000人	2,700人	③
4年4月	6,000人		④
4年5月	1,800人		
4年6月	400人		

① 医療従事者 ② 高齢者施設入所者等 ③ 高齢者 ④ その他一般

II 小児への接種について

5歳から11歳までの小児への接種について、国において検討中。  
令和4年3月以降、開始の見込み。

# 浜田市新型コロナワクチン追加接種（3回目）

## 接種は2月から本格開始となります

令和4年1月14日 浜田市

新型コロナワクチンの効果は時間の経過とともに低下することから、感染予防と重症化のリスクを軽減するため、3回目の接種を行います。

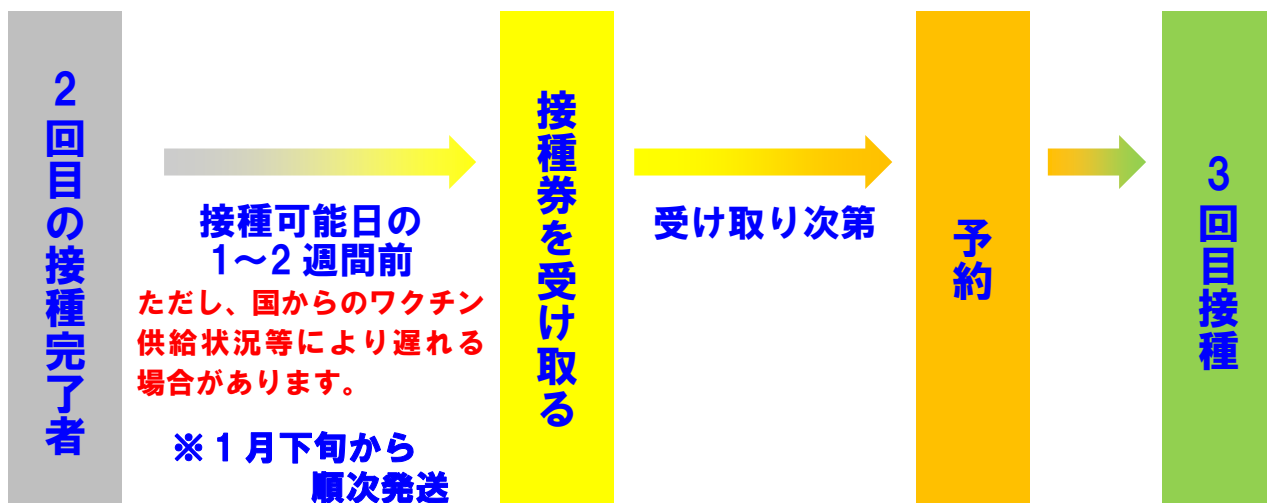
### 【対象者】

2回目の接種が完了した18歳以上の浜田市民の方

※ 接種間隔が短縮されます。

対象者	2月まで	3月から
65歳以上の方	2回目接種から7か月	2回目接種から6か月
64歳以下の方	2回目接種から8か月	2回目接種から7か月

### 追加接種（3回目）の流れ



### 【接種会場、予約方法】

接種は、①個別接種（医療機関）と、②集団接種（特設会場）で、実施します。

※ 接種会場、予約方法等の詳細については、「ホームページ」・接種券等の送付の際に同封する「お知らせ」に掲載します。

### 【使用するワクチン】

個別接種：ファイザー社製、又は、武田/モデルナ社製を使用します。

集団接種：武田/モデルナ社製を使用します。

※ 初回と異なるワクチンを使用すること（交互接種）は、複数の国で認められており、安全性や効果についても問題ないことが報告されています。

問い合わせ先

浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話 0855-25-9250 平日9時~17時（土日、祝日を除く）

浜田市新型コロナウイルスワクチン対策室

電話 0855-25-9106

## 放課後児童クラブの整備について

### 【雲城地区児童クラブ】

#### 1 整備理由

現在の雲城地区児童クラブは、雲城小学校から遠距離（約 1.2 km）にあり、児童が児童クラブまで移動する際に危険であることから、雲城小学校校庭に移転するための施設整備を行います。

#### 2 施設の概要

- (1) 構造 軽量鉄骨造平家建
- (2) 竣工年月（予定） 令和4年11月
- (3) 延床面積（予定） 148.00 m<sup>2</sup>
- (4) 定員 50人



#### 3 整備予定地

浜田市金城町下来原 1541-5  
(雲城小学校校庭)

#### 4 予算措置

国の令和3年度補正予算において、放課後児童クラブの整備費用に対する補助率が、令和4年度中に整備が完了するものに限りかさ上げされることとなりました。

この補正予算による補助金は、早期着手する自治体が優先採択されるため、市においても令和4年3月定例会議において整備費を補正予算に計上します。

※ 放課後児童クラブの整備費用に対する補助率

( 現 行 ) 国 2/3、県 1/6、市 1/6 (別に県補助あり。)

(かさ上げ後) 国 5/6、県 1/12、市 1/12 (別に県補助あり。)

# 【今市児童クラブ】

## 1 整備理由

現在の今市児童クラブは、県道改良事業による支障移転対象となっているため、旧浜田高等学校今市分校跡地に（仮称）あさひ児童クラブの施設整備を行います。施設は、放課後子ども教室との複合施設とします。

## 2 施設の概要

- (1) 構造 軽量鉄骨造平家建
- (2) 竣工年月（予定） 令和5年12月
- (3) 延床面積（予定） 226.85㎡  
うち放課後児童クラブ 175.85㎡  
放課後子ども教室 51.00㎡
- (4) 定員 60人



## 3 整備予定地

浜田市旭町丸原 46-1  
（旧浜田高等学校今市分校跡地）

## 4 予算措置

令和4年度当初予算に実施設計委託料、旧浜田高等学校今市分校解体費等を計上します。

整備費用については、移転補償費（令和5年度に県と補償契約）で対応します。

## 5 整備スケジュール（予定）

令和4年度 実施設計、旧浜田高等学校今市分校校舎解体  
令和5年度 建設工事  
令和5年12月頃 供用開始  
令和6年1月～3月 現 今市児童クラブ解体

## 浜田市ふるさと体験村施設の検討状況等について

浜田市ふるさと体験村施設の活用につきましては、令和 4 年 3 月議会において関連議案を上程する予定で補助事業の活用等の検討を進めて参りました。その検討状況について、下記のとおり報告します。

### 1 施設改修費に係る補助事業の活用について

施設改修費の約 3,000 万円について、市費の負担を軽減するため国補助事業を申請する予定としています。

- ア 活 用 事 業 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）
- イ 実 施 主 体 浜田市
- ウ 補助対象経費 約 2,000 万円
- エ 交 付 見 込 額 約 1,000 万円【対象経費の 1 / 2】

### 2 外部専門家による支援について

地元団体による運営について、より良いものとするため、豊富な経験とノウハウを持っている外部専門家によるサポートを受けることを検討しています。

- ア サポート企業 (株)ジェイアール東日本企画
- イ 支 援 内 容 運営計画のブラッシュアップ  
運営計画に掲げた取組の具現化に向けた支援等
- ウ 費 用 地元団体において負担  
※国補助事業の活用を検討  
※国補助は、市を経由せず地元団体に直接交付となる

### 3 今後のスケジュール（現時点での予定）

- 令和 4 年 2 月 関連議案（条例改正、債務負担行為、施設改修費）の上程
- 4 月 指定管理仮協定の締結
- 6 月 指定管理者の指定議決
- 令和 5 年 2 月 当初予算議案（指定管理料）の上程
- 4 月 施設再開

令和4年2月7日  
議会全員協議会資料  
弥栄支所産業建設課  
産業経済部農林振興課

# ふるさと体験村の活用方針(案)について



# 市の活用方針見直し ～これまでの議論①～

○平成30年7月 浜田市ふるさと体験村施設経営検証委員会による検証

- 1 外部委員を入れた検証委員会により経営状況等を検証
- 2 今後の施設運営に関する提言も報告
  - (1) 今後の施設のあり方
    - ア 地元と密着した施設として存続を目指すこと。
    - イ 民間活力を活かした指定管理者による運営を目指すこと。
  - (2) 施設運営に係る適切な収支計画の設定
    - ア 収益事業について  
宿泊・大浴場・特産品・食堂部門とし、原則として利用料金収入による経営をめざすこと。ただし、大浴場部門は、利用者のニーズや施設のコンセプトを踏まえて廃止を含めて検討すること。
    - イ 公益事業について  
交流・体験・イベント部門とし、原則として、これらの部門に係る経費は適切な指定管理料を算定し、充当すること。  
また、公益事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとした市民による団体が主体となって、指定管理者と連携して行うように取り組むこと。

## ウ 施設利用の見直しと条例の改正の検討

指定管理者が自由度の高い事業を展開できるよう、施設利用について見直しを行い、利用施設の料金や時間等も柔軟に設定できるよう、必要に応じて「浜田市ふるさと体験村施設条例」の見直しを行うこと。

また、毎年、市が指定管理者の事業計画書や収支計画書を確認した上で、指定管理者が更なるサービスの向上や適切な管理運営を行うよう指導すること。

## (3) 市民が関わる組織の設置について

指定管理者が行う公益事業の実施にあたって、地域住民をはじめとする市民の関わりを強化するため、次のように組織の設置を進めること。

ア 地域住民をはじめとした市民、さらには市外からの応援者が関わることができる団体・組織を設置し、交流事業や広報などの提案を行ってもらうこと。

イ この場合、島根県立大学などの学生も参加できる組織とし、若年者層の意見を反映して、組織を活性化させることを検討すること。



#### (4) 指定管理者による管理運営ができない場合の対応について

現在の施設条例に基づいて、前述した指定管理者による管理運営ができない場合においては、次の対応を検討すること。

##### ア 施設の大幅見直しによる再生をめざす

施設の設置目的などについて、抜本的な見直し(条例改正)を行い、新たな施設としてコンセプトを再設定し、指定管理方式により運営する。

##### イ 民間事業者売却して活用する

- ・施設の設置条例を廃止し、収益施設として全施設を民間事業者売却し活用を促す。
- ・収益施設として活用ができない場合は、施設を民間売却部分と公的管理部分に分け活用策を検討する。ただし、売却にあたっては一部借地であることから、地権者との協議が必要となる。

##### ウ 対応策が見出せない場合

施設の存続の方向性について、市が判断すべきと考える。

# 市の活用方針見直し ～これまでの議論②～

○平成31年2月 市の方針決定にあたり弥栄自治区地域協議会の意見提出

## 意見要旨

- 1 弥栄地域では、多くの体験交流事業の提供が可能であり、体験交流事業の提供者と利用者の交流の拠点として、体験村を活用していただきたい。
- 2 弥栄地域内の周遊や滞在時間を延長するためには宿泊機能が必要であり、体験村の宿泊施設を活用していただきたい。
- 3 体験交流事業の提供者と利用者とのマッチングや、体験交流事業の掘り起こしについても、市に支援していただきたい。

# 市の活用方針見直し ～これまでの議論③～

## ○平成31年3月 地元意見を踏まえた、市(ふるさと体験村活用検討会議)の報告

- 1 弥栄の魅力「食・自然・人」を活かした地域住民による体験交流事業を推進する拠点として、ふるさと体験村を活用する。
- 2 遠方からの利用者も想定して、体験交流事業と宿泊事業を併せて実施することで公益事業と位置付ける。施設は、古民家、ログハウス及び里山(どぶろく棟)の一部を活用する。
  - (1) 施設の運営は通年とせず期間を限定するなど、採算性を検討する。
  - (2) レストランや大浴場など、交流館を活用した収益事業は実施しない。
- 3 体験交流事業の調整業務(コーディネート・提供者と利用者のマッチング)及び宿泊事業の運営は指定管理者方式での実施を目指す。具体的な事業者を見つけることは大きな課題である。
  - (1) 採算が厳しいことが想定されるので、公益性の認められる経費については市が財政負担を検討する。
  - (2) ふるさと体験村再開の前提は、地元での体験交流メニューの提供であり、その魅力向上、新たなメニューの掘り起こしも含めた受入体制の整備のため、先進地事例の調査や専門家の招へいにより提供者の育成を図る。

# 市の活用方針見直し

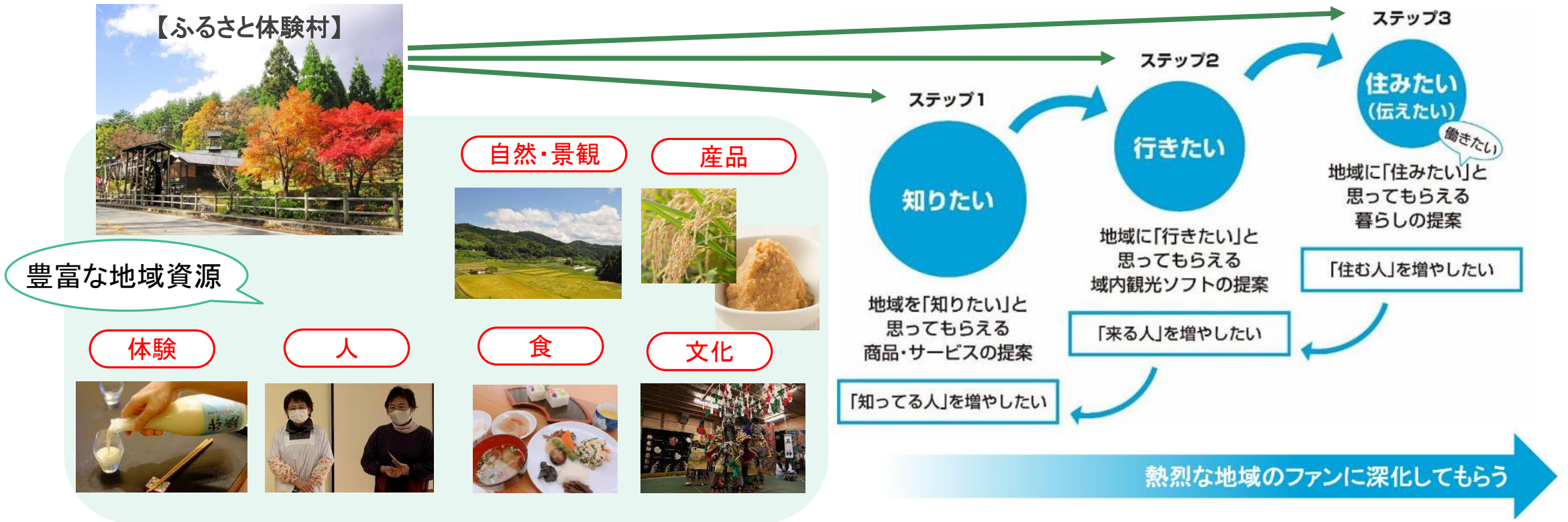
## ～ 地域の身の丈に合った施設へ ～

項目	これまで	見直し(案)
設置目的	都市との交流活動を通じ、農林業及び商業、観光事業の振興を図る。	豊かな自然環境を活かした農山村文化の体験による田舎暮らしの魅力を市内外へ発信する拠点とするとともに、地域資源の保存及び継承を図る。
活用施設	全施設	旧管理棟、古民家、ログハウス ※交流館・大浴場は使用しない
営業期間	通年	年間最低6ヶ月(冬季は休業の想定)
運営方法	3セクへの指定管理	地元団体への指定管理(指名)
指定管理料	約26,000千円/年間	約9,500千円/年間
指定管理期間	—	3年間(運営状況によっては活用方針を再検討)

これまでは、商業・観光事業の振興を前面に出し、いわば「収益施設」として運営され、多額の指定管理料を支出してきた。地域の拠点施設としての在り方における反省とそもそも収益施設として成り立たせることが難しいという実態から、見直し案では活用施設を限定し指定管理料も半分以下に抑え、地元まちづくり組織の運営による、地域の身の丈に合った「公の施設」に生まれ変わる方針としている。

# なぜ、浜田市として注力すべきなのか？

ふるさと体験村は「田舎暮らしの魅力発信の拠点」として活用し、弥栄だけでなく浜田市全体の「ヒト」「モノ」「コト」の“集い場”になり得る



# なぜ、浜田市として注力すべきなのか？

## ○オール浜田の取組として、弥栄地域の特性である農業を核とした里山の魅力を発信






- ⇒ 熱烈な浜田ファン・弥栄ファンをつくる。(地域特性×住民と一体となった取組強化⇒中山間モデル)  
強い想いを寄せるファンは、地域を「応援」したり「育てる」意識を持つ方々。  
農村文化や伝統を核とした「交流・おもてなし」を進めることが、  
地域のベースである農業の維持・発展にも繋がる。

## ○市民の交流や活動を核とした取組により

- ⇒ 市民のために必要な施設(公の施設)となる。  
多様な主体が連携・協力し、交流や活動を進めることは、市が進める  
「協働のまちづくり」の基本理念とも合致。  
どぶろく、古民家、ログハウスといった独自のコンテンツに、自然、伝統、文化、  
人が加わることにより、地域資源を活かした市のモデル的な拠点施設を目指す。  
地域資源の保存・継承を進めることは次世代の人材育成・確保にも繋がる。



# 各施設における事業や活動内容と改修内容(想定)

テーマ	施設	再開後の取組			改修内容	
農山村文化 の体験 ↓ 田舎暮らしの 魅力発信 & 地域資源の 保存・継承	 管理棟(里山)	<b>取組①</b> どぶろく弥盛の復活及び 後継者育成、普及拡大	<b>取組④</b> 地域の女性団体等による 「田舎料理」の提供 (食文化の継承、仕出し、宿泊者への食事提供等)	<b>取組⑤</b> 地域の農産物、加工品等の販売 (いぶり香香、ゆずからし、どぶろく等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>どぶろく施設【新設】</li> <li>事務所機能【新設】</li> <li>厨房【改修】</li> <li>宿直室【改修】</li> <li>トイレ【改修】</li> <li>屋根塔屋【解体】</li> </ul>	電力設備・水道施設・浄化槽 復旧、WIFI設備 新設【
	 古民家(桑田)   古民家(箸立)	<b>取組②</b> 自然体験、交流イベントの実施 (ふれあい学校、春祭り、音楽祭等)	<b>取組③</b> 自然環境を活かした宿泊、貸館 (ツーリズム、合宿の受入れ、 集会、研修等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室【改修】</li> <li>台所【改修】</li> <li>給湯設備【改修】</li> <li>木製建具【改修】</li> <li>トイレ【改修】</li> <li>火災報知設備【新設】</li> </ul>		
	 ログハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯設備【改修】</li> <li>火災報知設備【新設】</li> </ul>				
 ふるさと交流館	<b>休 止 継 続</b>			改修なし		

# 地元団体による活用策 ～地域の想い～

## ◎活用目的

浜田市にとって重要な資源である「ふるさと体験村」を自然環境を活かした「おもてなしの拠点」「地域づくりの拠点」「学びの拠点」として有効活用する

### ☆おもてなしの拠点

- ・歴史、文化、人との触れ合いを通じて交流人口を増やす

### ☆地域づくりの拠点

- ・将来的に自立、自活できる「まちづくり活動」となるよう計画的に取り組む

### ☆学びの拠点

- ・浜田市を好きになり、支える人になってもらえるよう次世代、若い人の育成に取り組む



# 事業構成

事業	活用コンテンツ	関係者・協力者	実施方針	実施時期・時間
イベント・体験 (ソフト事業)	自然体験	やさか共同農場、浜田ライフセービングクラブ、扇原茶園、観光協会、ツーリズム協会、島根県立大学、各種団体他	地域内外に協力者を求める。	6ヶ月間 21回 (通年実施も検討)
宿泊	古民家 ログハウス	扇原茶園、ツーリズム協会、やさか共同農場、各種団体他	6ヶ月間は1名常駐し、受付・手配を行う。	6ヶ月間 予約制
飲食	里山	JA女性部、農泊定例会メンバー、各種団体他	女性グループが交代で対応する。	6ヶ月間 予約制
販売	里山	観光協会、阿郷の里、やさか共同農場、マンナム、ほんき村、各種団体他	Web、見本販売を主体とする。	通年(受付) 10:00～17:00
食品製造	どぶろく 里山	製造講師(経験者)、どぶろく振興会、各種団体他	浜田市民に先行販売し機運を高める。	通年 10:00～17:00

# 事業内容

メニュー	市取組方針	地元検討内容	
		取組	活動内容
イベント ・体験	取組②	<b>【学びの活動】</b> ・市内幼稚園、小中学校、教育委員会との連携による子供たちを対象とした、自然の時間の中で「いのち」について考えるプログラムを提供 ・島根県立大学との連携で若い世代間の関りも創る ・弥畝山から各支流、そして海に繋がる水の流れ、そして海の水が山に戻っていく水の循環を念頭に「山の体験」、「海の体験」の相互連携に取り組む	・ふれあい学校(小中学生)、収穫体験、猟師さんから学ぶ命の話、ふるさと郷育の場として活用 ・浜田を好きになり、支えてくれる人材育成 ・島根県立大学フィールドワークとの連携・提案 ・浜田ライフセービングクラブが実施するマリン体験や藻塩作り体験とのコラボレーション ※キーワードは「いのちの共育」
	取組③	<b>【癒しの里】</b> ・豊かな自然中で心身をリフレッシュ、リラックスする癒しの場を提供	・自然セラピー、心身メンテナンス、ワーケーション
	取組②	<b>【体験交流】</b> ・自然環境、歴史、文化、技、おもてなしにより、往来してくれる人や地域のファンを増やす	・季節ごとのイベント、体験メニューの実施

※市取組方針については、P10を参照。地元検討内容については、今後更にブラッシュアップする予定。

# 事業内容

市・地元検討内容

メニュー	市取組方針	地元検討内容	
		取組	活動内容
宿泊事業	取組③	・他事業と紐づけた宿泊体験	・イベント、体験、合宿、研修、ツーリズムの受入
飲食事業	取組④	・田舎料理の継承、集いの場の提供	・地域の知恵と食材を活かした料理の提供、宿泊者への食事提供、仕出し、喫茶
販売事業	取組① 取組⑤	・地域の農林産物、加工品等の販売	・いぶり香香、ゆずがらし、どぶろく等
どぶろく事業	取組①	・どぶろく「弥盛」の復活、後継者の育成	・商品・技術開発、人材育成、普及拡大

※市取組方針については、P10を参照。地元検討内容については、今後更にブラッシュアップする予定。

# 情報発信・広報

- ・ホームページ、SNS、メディア投稿等を積極的に活用し、効果的な情報発信を行い将来的には地域のファンクラブ設立を目指す。
- ・ホームページ、SNSの立ち上げにあたっては、若者会議のメンバーを通じてIT専門家の協力を得る。
- ・CATVや市広報、市内主要施設との連携により、市民向け情報発信、利用促進にも注力する。
- ・連携団体や全国的イベントを通じて積極的な情報提供やPRを行い集客を図る。
- ・施設間連携及び情報発信の手段として令和4年度から美肌観光推進事業で設置される誘客推進員を積極的に活用する。(どぶろく&温泉による美肌効果)

対 象	活用媒体等
広範囲に向けた情報発信	ホームページ、SNS、メディア投稿等
市民向け情報発信	パンフレット、チラシ、新聞折込、CATV・市広報への取材依頼、市内主要施設及び施設内での掲示
連携ルートを通じた情報発信	観光協会、出身者会、(株)扇原茶園、浜田ライフセービングクラブ、(一社)奥島根弥栄、(有)やさか共同農場、秘境奥島根弥栄ウルトラマラニック、美肌観光推進事業で設置される誘客推進員等

## 数値目標【3年間平均】 ※ 6ヶ月稼働の想定

項目	内 訳	数値目標	備 考
売 上	宿 泊	3,454,000円	
	飲 食	1,150,000円	
	販 売	105,000円	
	イベント・体験	1,197,000円	
	合 計	5,906,000円	
利用者数	古 民 家	300人	30棟 × 10人
	ログハウス	492人	82棟 × 6人
	イベント・体験	315人	21回 × 15人
	合 計	1,107人	

# 収支計画【3年間平均】(飲食・販売・イベント体験)

◆収入

単位:円

科目	金額	摘要
売上	5,906,000	
宿泊部門	3,454,000	
飲食部門	1,150,000	
販売部門	105,000	
イベント・体験部門	1,197,000	
指定管理料	9,233,628	
収入合計	15,139,628	

◆支出

単位:円

科目	金額	摘要
事業費	1,615,500	
飲食部門	345,000	原価率30%(売上1,150,000円)
販売部門	73,500	原価率70%(売上105,000円)
イベント・体験部門	1,197,000	材料費39,000円+講師料18,000×21回
人件費	5,985,008	
従業員(フルタイム)	4,168,458	1名
// (パートタイム)	1,816,550	受付、飲食、清掃、宿直
事務費	7,539,120	
燃料費	60,000	軽バン1台
修繕費	500,000	緊急的修繕
委託料	2,550,040	飲料貯水槽清掃、浄化槽維持、草刈等
広告宣伝費	200,000	パンフ、チラシ印刷
通信運搬費	129,000	電話料
消耗什器備品費	200,000	BBQコンロ、掃除機
消耗品費	270,000	タオル、清掃用品等
借上料・TV等視聴料	729,723	電話機、軽バン、コピー機、POSレジ、CATV等
電気料金	1,206,000	
ガス料金	438,000	
メンテナンス・保守料	968,357	浄水検査、浄化槽法定検査、防火対象物点検
清掃費	198,000	シーツクリーニング
印刷製本費	90,000	各種資料等の印刷
支出合計	15,139,628	
収支差額	0	

# 収支計画(どぶろく醸造及び販売)

単位:円

項目	第1期(6ヶ月稼働)	第2期	第3期
前期繰越⑨	0	2,706,633	2,557,721
売上	2,300,000	5,390,000	6,160,000
売上原価	670,000	1,288,000	1,442,000
③売上総利益(①-②)	1,630,000	4,102,000	4,718,000
営業経費			
水道光熱費	360,000	360,000	360,000
通信費	300,000	300,000	300,000
広告宣伝費	165,000	302,000	338,000
消耗品	140,000	140,000	140,000
人件費	900,000	1,200,000	1,200,000
車両関係費	360,000	360,000	360,000
荷造運賃	460,000	1,008,000	1,152,000
④計	2,685,000	3,670,000	3,850,000
⑤営業利益(③-④)	△1,055,000	432,000	868,000
営業外収入			
クラウドファンディング	4,250,000	0	0
⑥営業外収入計	4,250,000	0	0
営業外支出			
機材・備品	100,000	0	0
その他費用	240,000	240,000	240,000
酒税	148,367	340,912	379,642
⑦営業外支出計	488,367	580,912	619,642
⑧経常利益(⑤+⑥-⑦)	2,706,633	△148,912	248,358
次期繰越(⑨-⑧)	2,706,633	2,557,721	2,806,079
製造量(単位:ℓ)	1,100	2,600	3,000

## 令和5年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針（案）について

浜田市では、令和2年11月に「公立幼稚園の今後のあり方（案）」を公表し、その中で、令和5年度に現在の浜田市立幼稚園4園を1園に統合する方針を示しました。

このたび、「公立幼稚園の今後のあり方（案）」の内容も踏まえながら、「統合幼稚園に関する基本方針（案）」を作成しました。

### 1 浜田市立幼稚園の現状

浜田市立幼稚園（以下、「市立幼稚園」という）の園児数は、少子化などの影響により、年々減少しています（表1）。

令和3年12月現在、市立幼稚園3園の総園児数は40名となっており、全ての園で4歳児と5歳児あるいは3歳児から5歳児までの混合学級となっています。

併せて、市立幼稚園の多くは、施設の老朽化が著しく、修理の必要な箇所が多く存在するという課題も抱えています。

表1 市立幼稚園の園児数の推移

単位：人

区分	H28	H29	H30	H31	R2	R3.12
原井幼稚園	14	13	2	—	—	—
石見幼稚園	54	42	34	37	25	16
長浜幼稚園	32	26	27	26	17	14
美川幼稚園	21	16	16	11	8	10
合計	121	97	79	74	50	40

### 2 市立幼稚園の統合について

現在、市立幼稚園の園児数は著しい減少傾向にありますが、これまで培われてきた教育課程の実践を継続するためには一定規模の園児数は必要と考えています。

さらに、今後、市立幼稚園は、運営の効率化を図りながら、その役割を明確にし、浜田市全体の幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

こうしたことから、令和2年11月に「公立幼稚園の今後のあり方（案）」を公表し、その中で、令和5年度に現在の市立幼稚園4園を1園に統合する方針を示し、幼児教育における教育力向上機関としての役割を担うこととしました。また、園舎は、施設の規模、耐震性、耐久性などの観点から、統合後、当面の間は、現在の長浜幼稚園の園舎を活用することとしました。



### 3 市立幼稚園の存在意義と果たすべき役割

市立幼稚園は、市が直接運営する施設のため、市が抱える幼児教育の課題に対して、直接的かつ機動的にアプローチすることが可能になります。また、これまで、民間の幼児教育施設では対応が困難な課題についても、「公立」としての役割を果たすべく、対応してきました。こうした「公立」幼稚園としての機能は、幼児教育施設が公私や類型の枠を超えて連携し、本市の保育・教育の質の向上を目指すうえで欠かせないものです。浜田市においては、その役割を明確にした上で、市立幼稚園を1園は存続させていく必要があると考えています。

また、子どもを取り巻く状況が急速に変化する中、平成30年4月には、幼稚園、保育所及び認定こども園は、幼児教育を行う施設（以下、「幼児教育施設」という）として、育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有することとなりました。

さらに、島根県においては、平成30年4月に島根県幼児教育センターを開設し、幼児教育施設の教育力向上や幼小接続への支援体制の強化を図られていますが、今後、各市町村にその役割の一部を継承する方向性が示されています。

これらのことから、市立幼稚園の存在意義及び今後特に果たすべき役割については、以下のとおり考えています。

#### 1 市立幼稚園の存在意義

- (1) 市が直接運営する施設のため、市が抱える幼児教育の課題に対して、直接的かつ機動的なアプローチが可能
- (2) 公立と私立の幼児教育施設が連携することが保育・教育の質の向上につながる
- (3) 民間の幼児教育施設では対応が困難な課題にも対応可能

#### 2 市立幼稚園が特に果たすべき役割

- (1) 市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割  
(浜田市幼児教育センターの設置、公開保育の積極実施など)
- (2) 特別支援教育の充実  
(幼児通級教室の設置、インクルーシブ教育の推進など)
- (3) セーフティネットとしての役割  
(特別な配慮を必要とする子どもの受入など)

## 4 統合幼稚園の概要

### (1) 教育目標

ふるさとに親しみ 自ら考え 共に育つ子どもの育成

### (2) 園名・園章・園歌

- ・園名は、「浜田市立浜田幼稚園」とします。
- ・園章は、統合する4園の園章をもとに、市立幼稚園の職員、保護者及び教育委員会とで協議を行い、以下のとおり案を作成しました。
- ・園歌は、統合後に検討します。

#### 【新園章（案）】



- ・周辺のひし形で海と波を表現。  
(石見・原井を参考)
- ・真ん中は4園の統合と未来に羽ばたく子どもたちを鳥の羽で表現。(石見・長浜・美川を参考)
- ・全体として、浜田の自然の中で、子どもたち(鳥)を守り育てていくことをイメージして作成。

#### 【参考：現在の園章】



原井



石見



長浜



美川

#### (意味)

原井：詳細不明。島根県女子師範学校代用附属幼稚園から由来しているものと推測される。

石見：外側は3つの波、ひよこは子どもたち、みんなで子どもを守り育てる。

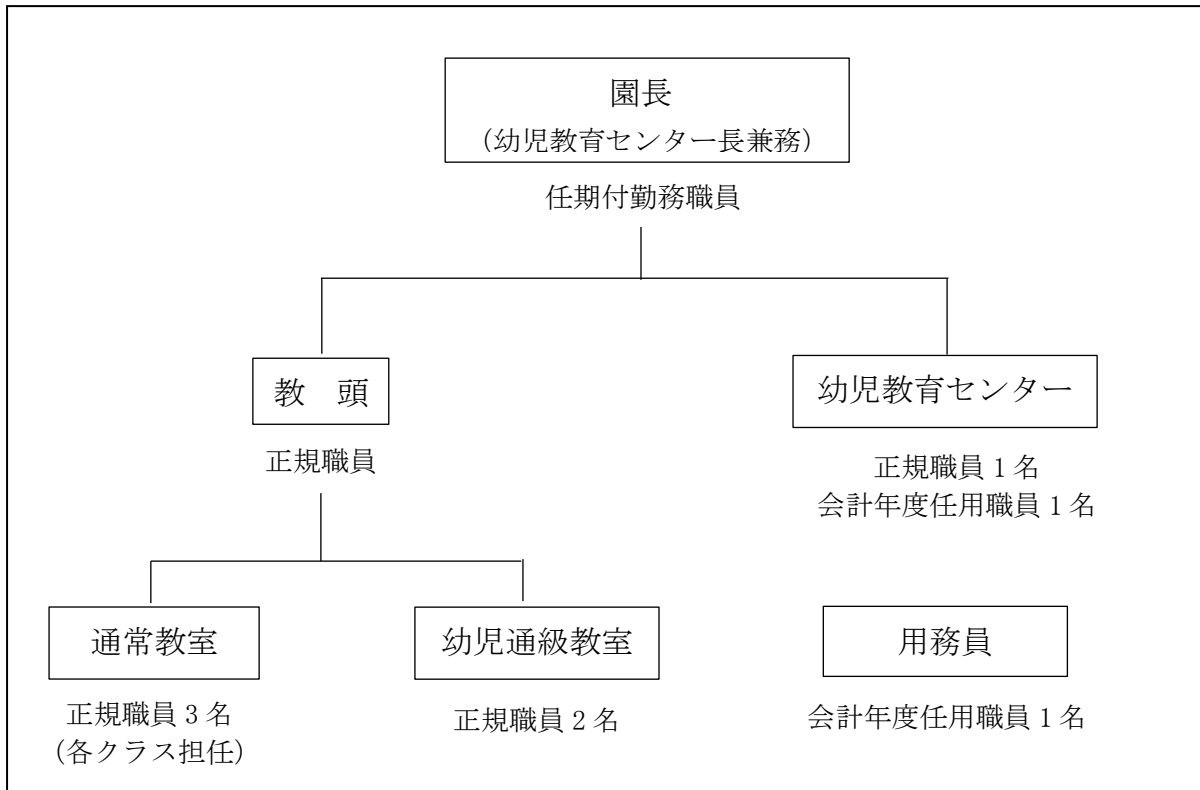
長浜：北国からやってくる渡り鳥「かもめ」のように立派に成長してほしい。

美川：ミカワの「カ」を三つの輪上に配置し、ミカワと読む。美川小校章と同じ。

### (3) 所在地

浜田市熱田町820番地1（現在の長浜幼稚園の園舎を使用）

(4) クラス編成と職員体制



合計 10 名体制

(内訳) 任期付勤務職員 (園長) 1 名、正規職員 7 名 (再任用含む)、  
会計年度任用職員 2 名

◎ 統合に併せて、「特別支援教室」は、廃止します。

(理由)

- ・現在、特別支援教室 (石見幼稚園に設置) に在籍している園児はおらず、さらに、保護者からもインクルーシブ教育 (障がいのある幼児もない幼児も共に学ぶこと) を求められているため。
- ・なお、特別な配慮を必要とする幼児が入園する際には、障がいなどの程度に応じて、会計年度任用職員を加配することができることとします。

(職員の加配基準は (6) のとおり)

(5) 定員

浜田幼稚園の認可定員及び利用定員については、以下のとおりとします。

	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
認可・利用定員	20 人	20 人	20 人	60 人

ただし、園児数が少ない場合は、以下の基準により混合学級とします。

区分	混合学級の基準
4歳児と5歳児の混合学級	4歳児と5歳児の合計園児数が <u>20人</u> （現在の基準：25人）以下の場合は、4歳児と5歳児による混合学級とする。
3～5歳児の混合学級	3～5歳児の合計園児数が <u>10人</u> （現在の基準と同じ）以下の場合は、1学級の混合学級とする。

【参考】県内他市の市立幼稚園の混合学級基準

自治体名	混合学級編成基準	クラス定員
松江市	4,5歳児：16名以下 3,4,5歳児：12名以下	4,5歳児：各35名 3歳児：25名
出雲市	4,5歳児：25名以下 3,4,5歳児：9名以下	4,5歳児：各35名 3歳児：25名
雲南市	4,5歳児：基準なし 3,4,5歳児：16名以下	1クラス35名以内（国基準）

※ 安来市と大田市は、基準なし。江津市と益田市は、公立幼稚園なし。

(6) 職員の加配基準

次の場合、会計年度任用職員を加配することができることとします。

- ① 次のいずれかを満たす幼児が入園する場合
  - ・特別児童扶養手当の支給対象幼児
  - ・身体障害者手帳の交付を受けた幼児
  - ・療育手帳の交付を受けた幼児
- ② 混合学級となった場合
- ③ その他教育委員会が必要と認めた場合

## 5 実施を検討する主なサービス

(1) 預かり保育

預かり保育とは、幼稚園の教育時間の終了後に、当該幼稚園の園児を一時的に預かり、保育を行うことです。預かり保育の実施日時及び利用料金については、現行のままとします。

- ① 実施日時 開園日の14時～16時（ただし、長期休業中は実施しない）
- ② 利用料金 1日当たり400円（保護者の就労等、保育認定を受ければ無料）

## (2) 通園バス

統合により通園が困難となる石見幼稚園及び美川幼稚園の在園児に対して、通園バスの運行を検討します。ただし、運行する場合でも、石見幼稚園及び美川幼稚園の在園児が卒園するまでの期間（2年間）の限定運行とします。

なお、バスには、同乗者1名が必要であり、幼稚園職員（会計年度任用職員含む）で対応することとします。

- ① 運行委託期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日
- ② 運行委託費 年間990千円
- ③ 運行車両 石見小学校のスクールバス「後野線」を使用予定。
- ④ 運行経路及び時間

### 【登園便】

8:30

8:30

8:45

### 【降園便】

14:00

14:15

14:35

石見小周辺 → 旧美川幼 → 浜田幼 浜田幼 → 旧美川幼 → 石見小周辺

## (3) 給食

現在、各幼稚園においては、月2回の給食試食会を実施しています。統合後については、学校給食センターなどと協議しながら、保育所など民間事業所への業務委託の可能性も含めて、なるべく多く給食が実施できるよう検討を行います。

## 6 浜田市幼児教育センター

### (1) 設置目的

公私や施設類型の枠を超え、0歳から質の高い保育・教育を提供するため、市内幼児教育力向上の拠点として、「浜田市幼児教育センター」を設置します。

### (2) 職員体制

幼児教育アドバイザー2名（うち1名は正規職員）

### (3) 事業内容

- ① 幼児教育アドバイザーの派遣による園内研修型訪問支援
  - ・保育参観、幼小連携・接続、特別支援教育、保育計画編成、安全管理
- ② 保育従事者への研修の実施
  - ・市内幼児教育施設キャリア別研修、幼小合同研修の実施など
- ③ 幼児教育施設への情報提供
  - ・幼児教育に関する研究成果、市の教育方針の普及など
- ④ 関係機関とのコーディネート機能
  - ・園の要請に基づいた専門性を有する者（保健・福祉・教育）との連携支援

#### (4) 子育て世代包括支援センターとの連携

両センターが連携して取り組みますが、大きな役割分担は次のとおりとします。

- 幼児教育施設の支援 ⇒ 幼児教育センター
- 家庭及び地域の支援 ⇒ 子育て世代包括支援センター

#### (5) 鳥根県幼児教育センターとの連携（県の役割）

- ① 市の幼児教育アドバイザーに対する助言・援助
- ② 研修などによる幼児教育アドバイザーの人材育成
- ③ 県内の幼児教育アドバイザーの連絡会などの開催
- ④ 幼児教育に関する好事例、研究成果、県の教育方針の情報提供など

## 7 幼児通級教室

### (1) 設置目的

市内幼児教育施設においては、言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする子どもの割合が増加傾向にあります。これらの子どもに対しては、生活上などの課題の早期発見と早期支援が必要であり、そのためには、様々な支援の選択肢やタイムリーな支援の提供が重要となっています。

そのため、幼児教育施設に在籍しながら通うことができ（※）、一人一人の得意なことや興味があることを活かしながら、課題の克服を目指す「幼児通級教室」を統合幼稚園内に設置します。

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児も利用することができます。

### (2) 職員体制

正規職員 2 名

### (3) 対象者

市内に住所を有し、言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする 3～5 歳児。

### (4) 事業内容

市内の幼児教育施設に在籍しながら（※）、統合幼稚園内に設置する「幼児通級教室」に保護者と一緒に通うことで、以下の支援を受けることができます。

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児も利用することができます。

#### ① 個別支援

基本的には、週 1 回 1 時間程度の個別支援を行います。

#### ② 集団支援

ニーズに応じて、個別支援に加え、集団活動を通じた支援を行うこともあります。

### 【受入上限人数】

受入人数の上限は、午前 2 コマ、午後 2 コマで週 5 日の利用を想定し、年間 20 名とします。ただし、令和 5 年度については、開設準備期間を設けるなどの理由から、受入上限人数は 10 名程度とする予定です。

### (5) 利用の決定

幼児通級教室の利用者は、毎月 1 回開催する「幼児通級教室利用検討会（※）」において決定します。

#### 【幼児通級教室利用検討会メンバー】

- ・ 園長
- ・ 教頭
- ・ 幼児通級教室職員
- ・ 浜田市幼児教育センター職員
- ・ 教育委員会指導主事
- ・ 担当保健師

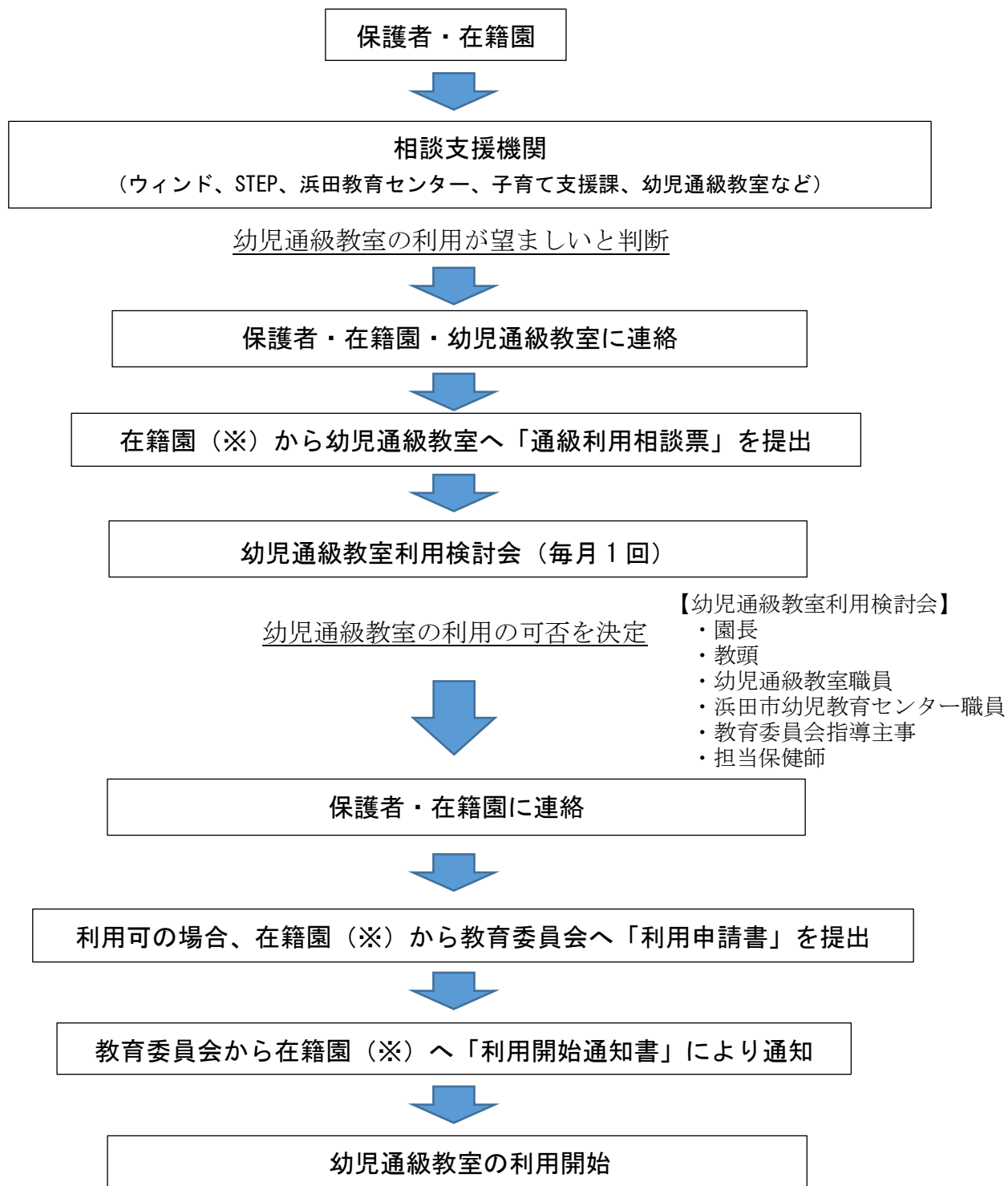
### (6) 受入開始予定時期

令和 5 年 7 月（4～6 月は、準備期間とします）

### (7) 利用開始までの流れ

相談から概ね 2 か月で、幼児通級教室の利用開始が可能となります。  
詳細については、次ページのとおり。

【幼児通級教室利用開始までの流れ】



※ 幼児教育施設に在籍していない幼児は、保護者となります。



## 8 新園舎の建設について

今後、新しい場所での新園舎の建設を検討します。統合後、当面の間は、長浜幼稚園の園舎を使用しながら、並行して新園舎を建設する際の費用や場所などの検討を進めていきます。

## 9 開園までの主なスケジュール

令和3年12月17日	第1回統合幼稚園開園準備検討会
令和3年12月27日	行財政改革推進本部会議で混合学級基準を承認
令和4年1月6日	第2回統合幼稚園開園準備検討会
令和4年1月26日	市議会総務文教委員会で意見交換
令和4年2月	パブリックコメント実施 保育所園長会で意見交換
令和4年3月	第3回統合幼稚園開園準備検討会
令和4年6月	市議会総務文教委員会及び全員協議会で最終報告
令和4年9月	浜田市立幼稚園条例の改正案を市議会に提出
令和4年12月	令和5年度園児募集開始
令和5年3月	石見・長浜・美川・原井幼稚園閉園
令和5年4月	浜田幼稚園開園

## 金城地域断水防止対策について

令和3年12月9日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

12月23日（木） 供用開始

#### 2 下ノ原配水池系流量把握調査

年度内に流量把握設備設置工事発注予定

#### 3 波佐浄水場送水能力の増強（検討事項）

1月13日（木） 波佐第4水源池 揚水量調査

1月17日（月） 波佐第3水源池 揚水量調査

#### 4 凍結災害発生時の体制整備および広報活動

予想気温と実測気温の確認を行い、配備体制基準に応じて対応している。

#### 5 全体スケジュール（令和3年度）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設増強 （今福地区）		調査・計画		今福地区 タンク増設工事								供用	
夜間流量把握 （今福地区）										夜間流量把握調査			
バルブ調整 （雲城地区）		調査・計画		雲城地区 減圧弁等・調整・追加対策									
配水流量把握 （雲城地区）											流量把握調査		
送水能力調査 （井戸調査）										送水能力、井戸揚水量調査			
実態把握		調査		コンサルタント業務									
止水栓台帳		計画		調査・作成						訓練			

# 浜田市議会新型コロナウイルス感染症への対応指針

令和4年1月27日策定

## 1 目的

この指針は、浜田市議会の感染防止対策及び浜田市議会議員が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合や感染者となった場合等における適切かつ迅速な対応について定めるものとする。

## 2 組織の設置について

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、大きな自然災害同様、非常の事態である。浜田市議会は、新型コロナウイルス感染症の発生防止や拡大抑制と市民の安全・安心確保のため、浜田市議会基本条例第5条に基づき、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部（以下「支援本部」という。）」を設置することとし、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領」（別紙のとおり）を定めた。なお、支援本部の構成は、本部長を議長、副本部長を副議長、本部員を各会派から1名とする。

## 3 感染防止対策について

### (1) 議会での会議方法の配慮及び検討

- ① 会議を開催する場合は、感染防止対策を徹底するとともに、最小人数での出席及び時間短縮に配慮する。
- ② 会議方法については、必要に応じて支援本部会議において協議するとともに、運用しながら随時見直しをはかる。
- ③ 参集できない場合を想定して、ウェブ対応可能な会議は実施する。
- ④ 傍聴の自粛要請及び必要に応じて傍聴人の人数制限を行う。

### (2) 議員の対応

- ① 登庁前に各自で検温を実施する。（登庁前検温で平熱より明らかに高い場合は、登庁しない。）
- ② 会議・入室前の手指の洗浄や消毒を実施する。
- ③ マスク着用を徹底する。

### (3) 会議場所における配慮

- ① 議場及び各会議室の扉は、可能な限り開放する。
- ② 窓開け、排煙窓等で常時換気を実施する。
- ③ 会議時の机や座席等の間隔をあけたり、パーテーションを設置したりする。
- ④ 会議で使用した机や椅子等の備品の洗浄・消毒を行う。

### (4) その他

- ① 状況に応じて、会議等の日程変更または中止を講じる。

## 4 議員本人の感染が疑われる場合（各報告に使用する様式あり。）

### (1) 議員本人の感染が疑われる場合

- ① 体調がすぐれない時は登庁せず、かかりつけ医や健康相談センターに相談する。

- ② 以下のア) 及びイ) の時は、登庁せず、速やかに議会事務局に報告する。
  - ア) 議員が濃厚接触者となった時
  - イ) 議員の同居の家族が濃厚接触者となった時
- ③ 以下のア) からウ) の時は、登庁については自己判断とするが、速やかに議会事務局に報告する。
  - ア) 議員が感染者と接した時
  - イ) 議員が濃厚接触者と接した時
  - ウ) 議員が感染者又は濃厚接触者の可能性がある人と接した時

(2) 議員本人が検査を受ける場合

- ① 検査を受ける際には、速やかに以下の内容を議会事務局に報告する。  
受検理由、検体採取（予定）日、結果判明（予定）日時
- ② 検査結果が判明した際には、速やかに検査結果を議会事務局に報告する。  
陰性の場合：陰性であったことの報告  
陽性の場合：庁舎内で立ち寄った場所、庁舎内で接触のあった人と場面  
(検体採取日 2 日前までの内容について報告)

5 議員本人が感染者（陽性）となった場合

- ① 速やかに議長に報告し、保健所の指示に従うものとする。
- ② 陽性となった議員は登庁しない。復帰時期については、保健所の判断に従うものとし、適宜、議長に報告するものとする。

6 公表について

- ① 陽性となった場合は、市議会における報道機関への情報提供及び市議会ホームページでの公表に同意するものとする。
- ② 公表する内容は以下のとおり
  - ・感染の事実（感染公表日、陽性判明日、人数、議会運営への影響・対策）
  - ※基本的には個人情報については公表しない。ただし、議員本人の同意があれば氏名を公表するものとする。

7 議員活動について

不特定多数の参加が見込まれる集会や行事の場への出席の自粛をはじめ、行動全般において、いわゆる 3 密（密閉、密集、密接）が成立する場所を避けること。

8 行政視察について

感染状況等に応じて、議会運営委員会において適宜判断する。

9 その他

各対応については、感染状況等に応じて随時対応の変更を行うものとする。

## 新型コロナウイルス感染症等報告書

報告日時	令和 年 月 日 ( )	議員氏名	
<b>1 病状に関すること</b>			
症状 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">発熱は、解熱剤を服用して下がっている状態も含む。</div>			
<b>2 議員の状況に関すること</b>			
<b>① 陽性等との接触状況</b>			
<input type="checkbox"/> 濃厚接触者となった			
<input type="checkbox"/> 同居の家族が濃厚接触者となった			
<input type="checkbox"/> 感染者と接した			
<input type="checkbox"/> 濃厚接触者と接した			
<input type="checkbox"/> 感染者又は濃厚接触者の可能性がある人と接した			
<input type="checkbox"/> なし			
いつ ( 月 日 ) どこで ( )			
<b>② 検査の実施状況</b>			
<input type="checkbox"/> 受検理由 ( )			
<input type="checkbox"/> 検体採取 (予定) 日 ( 月 日 )			
<input type="checkbox"/> 結果判明 (予定) 日 ( 月 日 )			
<input type="checkbox"/> 結果 ( )			
<b>③ 結果が陽性だった場合の登庁状況 (検体採取日 2 日前までに立ち寄った日時・部署等)</b>			
<input type="checkbox"/> 1 日前: 月 日 時 分～ 時 分頃			
部署名・接触のあった人など ( )			
<input type="checkbox"/> 2 日前: 月 日 時 分～ 時 分頃			
部署名・接触のあった人など ( )			
<b>3 陽性となった場合の氏名の公表 (報道機関、市議会ホームページ)</b>			
<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない			
<b>4 その他</b>			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>			
<b>5 議会事務局メモ</b>			